

「就学援助制度」の申請について

草加市では、経済的な理由により就学が困難な生徒の保護者に対して学用品・給食費などの一部を援助する制度（就学援助制度）を実施しています。

「令和2年度の就学援助」をご希望で、まだ書類を提出されていない場合は、5月中の課題等配布日などを利用して、お早めに書類を栄中学校までご提出ください。

※5月末日までに書類をご提出いただくと、4月1日認定となります。

申請用紙は栄中学校事務室にあるものをご使用ください。

制度についての詳細は、草加市の就学援助制度のホームページをご覧ください。

（申請用紙のダウンロードもできます）

<http://www.city.soka.saitama.jp/cont/s2102/020/010/010/school-attendance.html>